

3 指定NPO法人になるための要件とは？

指定NPO法人になるためには、次の要件を満たす必要があります。

(1) 県内で活動する特定非営利活動法人であること。

(2) 事業活動の内容について、次の要件に該当していること。(公益要件Ⅰ)

- 不特定かつ多数の県民の利益に資するもの
- 特定非営利活動に係る事業が地域の課題の解決に資するもの

(3) 特定非営利活動の実績について、次の要件に該当していること。(公益要件Ⅱ)

- 定款に記載された目的に適った特定非営利活動に係る事業の実績があるとともに、その継続が見込まれること。
- 法人以外の者から支持されている実績があること。

(4) 運営組織及び経理が適切であること。(運営要件)

- 役員に占める役員の親族等の割合が3分の1以下であること。
- 役員に占める特定の法人の役員又は使用人等の割合が3分の1以下であること
- 各社員の表決権が平等であること。
- 会計において、公認会計士等の監査を受けているか、青色申告法人と同等に取引を記録し、帳簿を保存していること。
- 不適正な経理を行っていないこと。

(5) 事業活動の内容が適正であること。(運営要件)

- 宗教活動、政治活動等を行っていないこと。
- 役員、社員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと。
また、営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと。
【※ 雑費・交際費等に計上された贈答品等が、特定の個人法人への利益供与に該当する場合がありますので、ご注意ください。】

(6) 情報公開を適切に行っていること。(運営要件)

- 事業報告書等について、閲覧の請求があった場合に事務所において閲覧させること。
- 事業報告書等について、インターネットにより公表すること。

(7) 事業報告書等を期限内に所轄庁へ提出していること。(運営要件)

(8) 法令等違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。(運営要件)

(9) 設立の日から1年を超える期間が経過し、少なくとも2つの事業年度を終えていること。

(10) 欠格事由に該当しないこと。

- 役員に禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者がいないこと。
- 役員に暴力団の構成員等に該当する者がいないこと。 など